



## ④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

### 「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

※ ⑬欄から⑯欄までの控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑯欄から⑯欄までの記入を省略し、⑯欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

令和7年分 給与所得の源泉徴収票										
支払を受けた者 住所等 は記入									支払を受けた者 住所等 は記入	
A市××町1-23-9									支払を受けた者 住所等 は記入	
被 付 を受 けた る者	支 払 を受 けた る者									
給 料 ・賞 与	内 11,900 000	外 9,950 000	内 1,760 000	外 1,273 900	内 1,630 000	外 1,630 000	内 1,630 000	外 1,630 000	内 1,630 000	外 1,630 000
(被 付 を受 けた る者 の有 無 等 の記 入)	被 付 を受 けた る者 の有 無 等 の記 入)									
130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	
特 定 親 族 控 除 の 額	内 900 000	外 100 000	内 50 000	外 0 000	内 0 000	外 0 000	内 0 000	外 0 000	内 0 000	外 0 000
合 計 内 11,900 000	外 9,950 000	内 1,760 000	外 1,273 900	内 1,630 000	外 1,630 000	内 1,630 000	外 1,630 000	内 1,630 000	外 1,630 000	内 1,630 000

この事例の場合、合計所得金額(8、11ページ参照)が1,000万円を超えていましたので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

## 申告書第一表(左下部)

社会保険料控除	⑯	900,000
小規模企業共済等掛金控除	⑯	0
生命保険料控除	⑯	100,000
地震保険料控除	⑯	50,000
寡婦、ひとり親控除	⑯	0
勤労学生、障害者控除	⑯	0
配偶者控除	⑯	0
扶養控除	⑯	0
特定親族特別控除	⑯	0
基礎控除	⑯	58,000
⑯から⑯までの計	⑯	1,630,000
雑損控除	⑯	0
医療費控除	⑯	0
上場株式等の譲渡	⑯	350,000
上場株式等の配当等	⑯	240,000
寄附金控除	⑯	0
合計(⑯+⑯+⑯+⑯)	⑯	1,630,000

第三表⑯欄へ  
(12ページ)

### ⑯～⑯ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除です。

○ あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。

○ 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

○ 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。

○ 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、⑯～⑯欄の「区分1」の□に「1」と記入してください。

○ 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が58万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

○ 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和31年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

### ⑯ 扶養控除、⑯ 特定親族特別控除

あなたに控除対象扶養親族や特定親族がいる場合に、それぞれ一定の金額が控除されます。

詳しくは、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページをご覧ください。

### ⑯ 基礎控除

あなたの合計所得金額に応じて適用される控除です。

○ あなたの合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

○ なお、非居住者については、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の21ページをご覧ください。

## 5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

## 申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)	F A 2 4 0 1
第三表	
申告書第三表(分離課税用)	
特例適用条文	
税金の計算	
所得金額	
分離課税	
所得金額の合計額	
特別控除額	
差引金額の合計額	
上場株式等の譲渡所得等に関する事項	
上場株式等の譲渡所得等の合計額	
退職所得に関する事項	

空白部分には「確定」と書いてください。

住所、氏名などを書いてください。  
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

## 収入金額 所得金額

「一般株式等」、「上場株式等」ごとに、それぞれ左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

## 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。
1 所得金額の計算
一般株式等 上場株式等
収入 譲渡による収入金額 ① 350,000円 2,400,000円
その他収入 ②
小計(①+②) ③ 350,000 2,400,000
申告書第三表②へ ④ 197,500 1,383,000
譲渡のための委託手数料 ⑤ 16,500
小計(④+⑤) ⑥ 197,500 1,399,500
特定管理株式等のみなし譲渡の金額(※1) ⑦ 152,500 1,000,500
特定投資株式の取得に要した金額等の控除(※2) ⑧ 152,500 1,000,500
所得金額(⑦-⑧) ⑨ 152,500 1,000,500
申告書第三表⑦へ ⑩ 152,500 1,000,500
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越控除の金額(※3) ⑪ 152,500 1,000,500
申告書第三表⑨へ ⑫ 152,500 1,000,500
繰越控除後の所得金額(※4) ⑬ 152,500 1,000,500
申告書第三表⑩へ ⑭ 152,500 1,000,500

## 合計所得金額(8ページ参照)

この事例のように一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合の合計所得金額は、下のイからハまでの合計額です。

### イ 第一表の所得金額等「⑯合計」欄の金額

□ 第三表の所得金額「⑯一般株式等の譲渡」欄の金額(赤字の場合には0とします。)

ハ 第三表の所得金額「⑯上場株式等の譲渡」欄の金額(赤字の場合には0とします。)

この事例では、次のようになります。

イの金額	9,950,000円
ロの金額	152,500円
ハの金額	1,000,500円
合計所得金額	11,103,000円

⑥ 第三表の 税金の計算 の箇所を書きます。

第一表の「所得金額等」[12合計]欄に記載した金額(8ページ参照)と「所得から差し引かれる金額」[30合計]欄に記載した金額(10ページ参照)を転記してください。

## 「課税される所得金額」の計算

**A の金額が黒字の場合**

Aの金額を⑧欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑦欄から⑨欄までの金額を、対応する⑩欄から⑫欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

**Aの金額が赤字の場合**

引ききれなかったAの金額については、原則として、  
⑯欄から⑰欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑲欄から⑳欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑩欄の金額(1,630,000円)が⑫欄の金額(9,950,000円)から引ききれていますから、その残額である8,320,000円を⑬欄に書き、⑭欄、⑮欄の金額は、それぞれ1,000円未満の端数を切り捨てて、その合計額を⑯欄に書きます。

## 「税額」の計算

課税される所得金額(⑧欄)	所得税の税率	控除額
8,320,000円	× 0.23	= 636,000円

## 分離課税の所得金額に対する税額

この事例の場合、以下のように⑧欄の金額を区分して、税率を計算します。

株式会社の所有割合(少額)	所有割合の比率	分
【一般株式等】 152,000円	× 0.15	=
【上場株式等】 1,000,000円	× 0.15	=
合計金額 22,800円	+ 150,000円	=

7 第一表の 税金の計算 、 その他 などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「**令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の24ページから31ページも併せてご覧ください。 「**(2)記入枠**」「**(2)特字**」**増改築等**」**付**

「⑬配当控除」、「⑮(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」、「⑯～⑰政党等寄附金等特別控除」、「⑲～⑳住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

④② 差引所得税額  
③②欄に転記した税額から③③欄、③④欄、③⑤欄、  
⑥～③⑧欄、③⑨～④①欄を差し引いた金額（赤字  
のときは0）を書いてください。

④ 再差引所得税額（基準所得税額）  
④②欄の金額から「④③災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④⑤ 復興特別所得稅額 、  
④⑥ 所得稅及び復興特別所得稅の額

④④欄の金額に2.1%を乗じた金額（1円未満の端数を切り捨てた金額）を④⑤欄に書いてください。  
また、④④欄の金額と④⑤欄の金額の合計額を④⑥欄に書いてください。

④ 源泉徴収税額  
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください。(9ページ参照)。

⑤ 申告納税額

④⑥欄の金額から「⑦~⑧外国税額控除等」、「⑨原泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

**黒字の場合** 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

**赤字の場合** そのままの金額の頭に▲を付けて書きます。

の届出  
-表の「**⑤納める税金**」の2分の1以  
金额を**令和8年3月16日(月)**までに納  
ることにより、その残額を、**令和8年**  
**日(月)**まで延納することができます。  
延納期間中は利子税がかかります。

振替納税

申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、令和8年3月16日(月)までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」をe-Taxを利用してオンライン提出するか、国税庁ホームページからダウンロード又は「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の45ページを手引きから切り離し、必要事項を記入のうえ、所轄税務署又は利用される金融機関へ提出してください(内部事務のセンター化の対象となる税務署に郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。)。

なお、e-Taxを利用して提出する場合の手続方法は、国税庁ホームページの「振替依頼書オンライン提出の流れ」をご覧ください。